

令和5年第4回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和5年4月13日（木） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 林 明 ・ 古田 薫 ・ 酒井 勉
松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義 ・ 清水 健吉
河田 均 ・ 舘林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 村木 慎一
西垣 隆 ・ 林 安廣 ・ 高橋美穂子 ・ 梶下 信孝
山口 貴範

欠席委員

江崎 和浩

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美
大野 政司 ・ 小川 先 ・ 奥村 富則 ・ 岸野 治郎
栗原 修司 ・ 神山 肇 ・ 酒井 秀男 ・ 杉本 宜永
高橋 直美 ・ 戸崎 和美 ・ 永田 俊幸 ・ 林 俊朗
本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦
村瀬 東三 ・ 山田 貞夫 ・ 山中 敏彰

事務局

事務局長	三嶋 克之	副主幹	佐藤 智香
主査	小木曾高志	主査	吉村 雅子
主任主事	井上 靖之	主任主事	宮田 直弥
主事	臼井 健人	主事	桂川 裕貴

関係者

経済部次長兼経済政策課長	鶴見 幸城
経済部技術審議監	梅村 昌司
経済部農林課長	山内 貴司
経済部農林課副主幹	伊藤 聖
経済部農林課副主査	富田 奨

議 事

- 議案第 19 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議
について
- 議案第 21 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見決定について
- 議案第 23 号 岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- 議案第 24 号 令和 5 年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画に
ついて
- 議案第 25 号 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について
- 報告第 10 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 11 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理
の報告について
- 報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理
の報告について
- 報告第 13 号 農地所有適格法人要件確認報告書について
- 報告第 14 号 令和 5 年度農業施策・予算編成等に関する要望書回答及び
令和 5 年度経済部農政関係予算概要について

議長

それでは、令和5年第4回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。
議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思っております。
それでは、議席番号10番河田均委員、議席番号11番館林朋子委員の両委員、よろしくお願ひいたします。
なお、農地利用最適化推進委員の方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議長

それでは、議案の審議に入ります。
議案第19号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転4件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第19号について説明いたします。
農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。
なお、以前の総会でもお伝えしています通り、岐阜市で農地法第3条の許可を得るためには、許可後の耕作面積が30アール以上必要でしたが、令和5年4月1日から施行された農地法の一部改正により、農地の権利取得にあたっての下限面積要件が廃止されました。
ただし、農地の権利取得に必要なそのほかの要件、全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件は、引き続き継続となります。
また、事務局では、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書を求めていくことといたします。
さて、今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。
それでは、2ページをお願いします。
1番、黒野地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。3ページをお願いします。
2番、七郷地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
3番、市橋地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。4ページをお願いします。
4番、鏡島地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
5番、網代地区の申請は、農業経営を拡大するための使用貸借です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 19 号について事務局から説明がありました。
各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様からご説明いただきます。

それでは、1 番、黒野地区は、野々村員委員、お願いします。

野々村委員

1 番の申請は、親から子へ、畑を譲り渡すものです。

3 月 20 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、申請者と共に、現地立会いを行いました。

申請地は、以前から受人が耕作されており、引き続き果樹を栽培される予定です。

受人は、他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めについても十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、2 番、七郷地区は、事務局から説明をいたします。

小木曾主査

2 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3 番市橋地区および 4 番鏡島地区は、江崎美咲委員、お願いします。

江崎委員

3 番および 4 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

3 月 23 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

3 番の受人は申請地の近隣にお住まいです。今回の申請地では、野菜を栽培されるとのことです。

4 番の受人は農地所有適格法人であり、申請地に接した農地をすでに耕作されております。今回の申請地では、雑穀を栽培されるとのことです。

受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5番、網代地区は、松野芳正委員、お願いいたします。

松野委員

5番の申請は、農業経営を拡大する借人へ、畑を貸し出すものです。

3月29日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜および果樹を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第19号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第19号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第20号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転4件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第20号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

6ページの総括表を御覧ください。

今回は、4件、合計3,466平方メートルです。

7ページをお願いします。

1番、西郷地区の申請は、製造業駐車場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

2番、三輪地区の申請は、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

3番、三輪地区の申請は、貸資材置場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

8ページをお願いします。

4番、網代地区の申請は、農業用施設である牛舎に転用するものです。

申請地は農振農用地ですが、転用目的が農振法に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する農業用施設であるため、許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第20号について説明を受けました。

議案第20号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第20号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議長

続きまして、議案第21号農用地利用集積計画の決定について令和5年3月20日付け、岐阜市経農第1676号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案いたします。

関係部局の説明を求めます。

伊藤副主幹

それでは、議案第21号について説明いたします。

9ページをお願い致します。

今回の農用地利用集積計画の件数は、賃貸借が4件、使用貸借が1,112件です。

各設定内容の詳細については、10ページから54ページまでに、設定する権利の期間、貸借の形態、賃料の有無により分けて記載してあります。

本計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にそれぞれ該当しているものと判断しております。

以上でございます。

議長 ただいま、議案第 21 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 21 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第 22 号農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、令和 5 年 3 月 20 日付け、岐阜市経農第 1681 号をもって、岐阜市長から依頼がございましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。
関係部局の説明を求めます。

伊藤副主幹 それでは、議案第 22 号について説明いたします。
55 ページをお願いします。
今回、借り手を設定する使用貸借の件数が 73 件、借り手を変更する使用貸借の件数が 136 件あります。
各設定内容の詳細については、56 から 67 ページに記載してあります。
以上でございます。

議長 ただいま、議案第 22 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 22 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第 23 号岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、令和 5 年 3 月 6 日付け、岐阜市経農第 1534 号をもって、岐阜

市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

富田副主査

議案第 23 号の内容を説明いたします。

今回は、3 件の農用地からの除外の申出です。

70 ページを御覧ください。

農用地からの除外で、田 4 筆 2,748 平方メートル、畑 2 筆 398 平方メートルで合計 3,146 平方メートルとなります。

71 ページに、農用地区域から除外の申出があった 3 件の詳細が書いてありますので、御覧ください。

整理番号 1 は、芥見地区、農家住宅敷地の申出です。

整理番号 2 は、日置江地区、露天駐車場の申出で、整理番号 3 も、日置江地区、農家分家住宅の申出です。

74 から 76 ページにそれぞれ位置図をつけております。

なお、72 ページの (3) 「市町村検討調書」に記載しておりますように、除外の申出のありました 3 件は、いずれも「農業振興地域の整備に関する法律」に規定された要件を満たしており、それぞれ周辺農地に影響の少ない場所として、申出地を選定されたものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第 23 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 23 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案のその 2 に入ります。

議案第 24 号令和 5 年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画について、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

議案第 24 号令和 5 年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画について説明いたします。

お手元の議案その 2 の 2 ページを御覧ください。

本市の農業は、全国的な課題と同様に農業従事者の高齢化や後継者不足、輸入農産物の増加への対応、担い手の減少、遊休農地の増大など乗り越えなければならない課題が山積しています。

本市農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に沿って、10 年先を見据えた目標に向かって課題に取り組んでいます。

また、現在の「人・農地プラン」が、地域農業の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」として法定化されたことにより、令和 5 年度から令和 6 年度にかけ「地域計画」を策定します。本委員会は、地区ごとに 10 年後の目指す姿を表示する「目標地図」の素案作成が重要な役割とされています。

これらの課題解決、また、役割を進めていくためには、関係機関・団体と連携することはもちろん、皆様方、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員が地域のリーダーとしてさらなる活躍をされることが求められます。

次のページを御覧ください。

今年度は次の 3 項目を重点事業といたします。

まず 1 つ目は、「担い手の育成と農地利用集積等の推進」です。これまで本委員会は、中心となる担い手の育成と、担い手への農地集積・集約により、農地の保全・有効利用と生産性の高い効率的な農業経営を図るため、農地利用の最適化を推進してまいりました。

その結果、これまでの集積面積は令和 5 年 3 月末現在で 904.4 ヘクタールとなっています。

推進方法につきましては、農地中間管理事業を活用し、各地区農政推進委員会の協力を得て、中心となる担い手への農地集積や、新たな担い手の掘り起こし、相対契約による利用権設定から農地中間管理事業による利用権設定への切り替え等の方法で推進してまいります。

なお、新規の集積目標面積を今年度は 100.3 ヘクタールとします。

続きまして、2 つ目は、「遊休農地の発生防止と解消」です。遊休農地は、本市においても令和 5 年 3 月末現在で 18.0 ヘクタール存在しています。

遊休農地の発生防止と解消対策は、農業委員会の重要な業務となっており、本年度も引き続き遊休農地の発生防止・解消に向けた取り組みを実施していきます。

推進方法につきましては、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査や各地区農政推進委員会による農地パトロールを実施し、土地所有者への個別指導、担い手農家への斡旋などにより、遊休農地の解消に努めます。

今年度は、解消目標面積を3.7ヘクタールとします。

続きまして、3つ目は、「食農教育の定着と普及推進」です。本市では、「第4次食育推進計画」に基づき、取り組みを推進しています。

また、食農教育児童実践支援事業として小学校児童を対象とした体験農作業を実施しています。

推進方法につきましては、農業委員会と各地区農政推進委員会が中心となり、ぎふ農業協同組合、教育関係者、農業関係者等の協力を得て、農作物の栽培、収穫等の機会を市内小学生に提供していきます。目標は、市内全小学校の参加とします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長

ただいま、議案第24号について説明がありました。

令和5年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画の3項目は、いずれも地域の農業振興を図る上で、重要な事業であり、今年度も、農業委員会として積極的に取り組んでいきたいと思っております。

議長

ただいまの説明について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第24号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第25号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

それでは、議案第 25 号について、農業委員会事務局の佐藤から説明いたします。

令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況を公表するものです。

6 ページを御覧ください。

I 農業委員会の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）の 1 農業委員会の現在の体制、2 農家・農地等の概要につきましては記載のとおりでございます。

7 ページをお願いします。

II 最適化活動の実施状況 【農業委員会の実績および点検・評価結果】についてでございます。

1 最適化活動の成果目標（1）農地の集積についてでございますが、①現状及び課題について、管内の農地面積は 3,900 ヘクタール、集積面積は 904.4 ヘクタール、集積率は 23.2 パーセントです。課題については記載のとおりです。

②目標及び③実績について、目標集積率 22.7 パーセントに対して実績集積率が 23.2 パーセントでございます。達成状況は 102.2 パーセントで、目標は達成しております。点検結果は記載のとおりです。

（2）遊休農地の発生防止、解消についてでございます。

①現状及び課題について、直近の利用状況調査により判明した遊休農地面積は、18.0 ヘクタールです。課題については記載のとおりです。

②目標の遊休農地の解消目標面積が 3.7 ヘクタールに対して 8 ページ、③実績の遊休農地の解消実績面積が 7.0 ヘクタール、よって、達成状況は 189.2 パーセントで、目標は達成しております。点検結果は記載のとおりです。

（3）新規参入の促進 についてございますが、①現状及び課題について、令和 4 年度は新たに 4 経営体が参入しました。課題については記載のとおりです。

②目標の「新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地」の目標面積が 2.4 ヘクタールに対して、9 ページ③実績の実績面積が 7.5 ヘクタール。よって、達成状況は 312.5 パーセントで、目標は達成しております。点検結果は、記載のとおりです。

2 最適化活動の活動目標（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、1 人あたり月 10 日でした。

（2）活動強化月間の設定回数について、①目標は年 3 回で、内容は記載のとおりです。②実績は年 3 回で、結果は記載のとおりです。

よって、目標は達成しております。

10 ページをお願いします。

(3) 新規参入相談会への参加について、①目標の1回に対して、②実績は1回で目標は達成しております。内容については記載のとおりです。

目標の達成状況について、令和4年2月25日付、農林水産省経営局農地政策課長通知の「農業委員会による最適化活動の推進等について」にある別表「目標の達成状況の標語の適用方法」に基づき、目標の達成状況の標語を記載いたしました。

11 ページをお願いします。

Ⅲ事務の実施状況について、1 総会、部会の開催実績については記載のとおりです。2 農地法第3条に基づく許可事務について、令和4年度処理件数は67件です。3 農地転用に関する事務について、令和4年度処理件数は、61件です。4 違反転用への対応は、記載のとおりです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第25号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第25号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

議案につきましては、以上でございます。
続きまして、報告に移ります。
報告第10号から第13号について、事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、報告第10号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について説明いたします。許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

13 ページをお願いします。

届出は、34件、合計64,750.78平方メートルです。

続きまして、報告第11号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

15 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は、14件、合計4,351.3平方メートルです。

明細は、16ページから18ページです。

続きまして、報告第12号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

20ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出は、73件、合計50,465.02平方メートルです。

明細は、21ページから38ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和5年3月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

続きまして、報告第13号農地所有適格法人要件確認報告書について説明いたします。

39ページをお願いします。

農地法第6条第1項及び施行規則第58条には、農地所有適格法人であつて、農地を所有し、または他人の所有する農地を法人の耕作に供しているものは、毎年、農地の所在地を管轄する農業委員会に報告しなければならないと規定されております。

令和4年度に岐阜市に報告が必要な31法人から、令和5年3月末までに提出されました報告書につきまして、農地法第2条第3項本文及び各号に定める要件を満たしておりましたので報告いたします。

明細は、40ページから44ページです。

以上でございます。

議長

続きまして、報告第14号令和5年度農業施策・予算編成等に関する要望書回答及び令和5年度経済部農政関係予算概要について、経済部次長から説明をお願いいたします。

鶴見次長

今年度より、経済部次長兼経済政策課長を務めます、鶴見幸城でございます。よろしく願いいたします。
それでは、報告第14号について説明いたします。着座にて説明いたします。

初めに農業施策・予算編成等に関する要望書への回答についてでございます。議案の47ページからとなっております、担当課も記載しておりますので、詳しくはそれぞれの担当課にお問い合わせください。

それでは、主なものを説明してまいります。

まず、1農地利用の集積・集約化、担い手対策に関する要望についてでございます。

(1) スマート農業の推進につきましては、認定農業者を対象にスマート農業技術を活用して経営発展・改善を目指す際に必要となる機器・機械等の導入については、県の「スマート農業技術導入支援事業」を活用し、支援してまいります。

(2) 法人に対する支援につきましては、農地所有適格化法人の情報などを共有を共有するとともに、県・JAぎふ・アグリチャレンジ支援センターなどの関係機関と連携を図り支援に努めてまいります。

48ページを御覧ください。

(3) 小規模農家への支援につきましては、ホームページの活用や関係機関との連携により、各種支援策の情報発信に努めてまいります。また、施設整備や機械の導入については、「元気な農業産地構造改革支援事業」等の補助金を活用し、支援してまいります。

2遊休農地の発生防止・解消に関する要望についてでございます。

(1) 遊休農地の再生作業については、国・県に補助要望を検討するとともに、人・農地プランを活用するなど遊休農地の発生を防止に努めてまいります。

49ページを御覧ください。

3有害鳥獣対策に関する要望についてでございます。

(1) 害虫防除につきましては、岐阜市のホームページ等で、県が発信する有益な情報を随時提供してまいりたいと考えております。

(2) ジャンボタニシ対策につきましては、引き続き周知、啓発を進めるとともに、国・県の動向を注視しながら、本市を含む広域的な有効策の在り方や実施に向けて、関係機関及び団体との協議を重ね、対応を検討してまいります。

50ページを御覧ください。

(3) 有害鳥獣対策についてイノシシ、ニホンジカについては、岐阜市猟友会による捕獲業務や、補助金を活用した防護柵の設置を継続するとともに、ハクビシンやアライグマ等の農作物被害に対しては、市民への捕獲用はこわなの無償貸出を継続してまいります。

4 農業基盤整備対策に関する要望についてでございます。

(1) 基盤整備につきましては、①電柱についてですが、電柱管理者が建柱する際は、近隣住民等関係者との調整のうえ建柱箇所の決定をお願いしているところです。現在電柱によって支障が生じている場合は岐阜市土木管理課にご相談をお願いします。

51 ページ上段を御覧ください。

②農業基盤整備についてですが、下城田寺地区においては、現在、県営事業にて農業用パイプラインの敷設やほ場の拡大などを目的とした農業基盤整備に取り組んでおります。

その他の地区におかれましても、整備内容に応じて活用できる事業メニューがありますので、地域の担い手や農業者の方々のご意見を取りまとめの上、各土地改良区や用排水組合等を通じ農地整備課までご相談をお願いします。

③路肩の舗装方法については、既存の法面を傷めないように、アスファルト舗装及び砕石による法肩保護を実施します。

(2) 用排水路や法面の管理につきましては、広報による情報発信を行うなど、市民への周知に努めてまいります。

5 都市農業振興対策に関する要望についてでございます。

52 ページを御覧ください。

(1) 生産緑地制度についてでございます。生産緑地地区の条件につきましては、生産緑地法などにより物理的に一体的な地形的まとまりを有する原則 500 平方メートル以上の農地とされております。例外として都市部における密集した市街地においては、規模要件 500 平方メートルを原則としつつ地域の実情に応じて条例で下限値を別途定められることとなっております。

本市ではこの基準を踏まえ、一体的な地形的まとまりについては、小規模な道水路を挟んで面する農地は認めるよう緩和しつつも、1,000 ヘクタールを超える農地があることから、面積については下限を 500 平方メートルとしました。

この基準に基づき、令和 4 年 12 月に約 2.5 ヘクタールの指定をはじめたところでございます。

対象となる農地については 30 年以上の営農の長期継続が見込め、かつ都市農業の振興に資する農地でございます。主たる農業従事者は、認定農業者等、いわゆる「担い手」であることが適切と判断し、対象としております。

また、情報発信につきましては、都市計画協力団体である J A ぎふ様を通じ広く行ってまいります。

6 その他に関する要望についてでございます。

(1) 水田農業への支援につきましては、

国による情報提供等をふまえ、岐阜市農業再生協議会として主食用米、飼料用米、麦、大豆などのほか、高収益作物の導入や転換作物の付加価値の向上等の取組方針等を定めた「水田収益力強化ビジョン」を作成しました。この戦略に基づき、需要に応じた生産を推進していきます。

53 ページを御覧ください。

(2) 農業に関する研究・開発につきましては、農林事務所の農業普及課において農業者と連携して品種や栽培技術等に関する調査研究を実施しており、技術の実証や普及などに努めてまいります。又丸にある農業研究機関において、高温化でも生産や品質が安定する米の新種育成や、温暖化による病害虫の被害拡大の長期化に対応した防除技術の開発を進めていきます。

(3) 農薬、肥料、農業用資材等につきましては、①農薬、農業用資材等の高騰の対応は、価格の動向や、国や県の施策を注視しながら状況に応じて必要な施策を考えてまいります。

②下水から肥料を作ることについては、上下水道事業部で、平成22年度より、りん酸肥料「岐阜の大地」として供給することで、持続可能な社会への構築に取り組んでいます。

これまでに、「岐阜の大地」は、JAぎふや民間肥料会社と連携して、販売を行っております。販売のPRとして、岐阜市ホームページや上下水道事業部機関紙「水のこえ」や「広報ぎふ」への情報掲載などを行っております。引き続き、新たな販売先の確保に向けて、営業活動の促進を図ってまいります。

最後に54ページ下段を御覧ください。

(4) 農地周辺地域の防災・減災対策につきましては、農業用ため池については、梅雨時期前など年3回の定期点検パトロールを実施し、漏水の有無や動作等の確認を行うとともに、順次防災工事等を行っております。その他の農業水利施設についても、堰や水路等の点検、補修、更新を行っております。

今後も関係機関や関係団体、農業者の皆様と共に、防災減災対策を推し進めてまいります。

続きまして、大きな2点目の今年度の農政関係の当初予算概要についてでございます。

令和5年度農政関連事業の当初予算概要について経済部次長の私鶴見から説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、農政関連の予算総額ですが、15億3,576万3千円・前年比19.3%（2億4,860万5千円）の増となります。これは、景気の緩やかな回復基調による市税収入増を見込むが、電気料金等高騰対応などに伴い支出確定経費が増加傾向のため予算増加となっております。

55 ページ上段を御覧ください。

「多様性ある農業の持続的発展」を目指す中、「農家」、「農地」、「収益性」の3つの視点から主な取り組みをご説明します。

はじめに1の農家の方々へとして中心経営体による効率的な農業経営への支援としまして、2つ目の丸の「ぎふ農業経営者育成発展支援」は、次世代を担う農業者となることを志向する方に支援を、その下「農政推進活動促進事業委託」は地区単位での農政に係る活動に対し支援を、その下「畜産構造改革支援」は畜産生産地の維持、拡大を図るために、生産基盤整備等に要する経費の一部を補助します。

次に中段新たな担い手の確保・育成としまして、①「農業人材力強化総合支援」は早期経営安定を目的とした給付金を、その下「新規就農者育成総合対策」として経営開始直後の新規就農者に対して最長3年間、支援するなど取り組んでまいります。

続きまして、56 ページを御覧ください。2の農地に関して農用地・優良農地の保全・活用としまして、①「地域計画推進」として将来の農業の在り方、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を定めた「地域計画」を新たに策定するなど取り組んでまいります。

次に中段、農用地・農業生産基盤の整備としまして、今年度から来年度にかけて、農用地等の現状と将来の見通しについて調査を行い、農業振興地域の土地利用の方針を定め、農業振興地域整備計画を改定する予定でございます。

3点目は、都市的土地利用との調整で、「生産緑地制度導入検討」は0円予算ですが、特産農産物の産地確保に向けた取組として皆様と歩調を合わせながら生産緑地制度を導入しました。

次のページを御覧ください。収益性としては1つ目の農産物販売拡大の支援で、「ぎふベジブランド発信」は、特産農産物である「ぎふベジ」の認知度向上、ブランド力の向上を図るため専用のホームページやSNSを活用した情報発信を行います。

また「三輪地域におけるものづくり産業等集積地計画推進事務」では、地権者等及び参入希望企業を対象とした土地利用に関する合意に向けた支援及び協議の開催により事業推進を図ります。

これらのほか、「スマート農業技術導入支援」「遊休農地発生防止支援」などについては申請及び実態に合わせ、随時、補正予算等による対応を検討してまいりたいと考えております。

今後とも引き続き本市農政の発展に向けて委員の皆さまのお力添えを、どうぞよろしく申し上げます。

報告第14号につきましては、以上でございます。

議 長

ただいま経済部次長から要望書に対する回答と令和5年度経済部農政関係予算概要について説明をいただきました。

今年度も事業の推進をよろしく願いいたします。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後4時00分閉会を宣す。